

令和6年度二地域居住 SNS 発信事業業務委託 企画提案仕様書

1 委託業務の名称

令和6年度二地域居住SNS発信事業業務委託

2 適用範囲

本仕様書は、千葉県が発注する「令和6年度二地域居住 SNS 発信事業業務委託」（以下「業務」という。）の企画提案募集及び委託に付す場合において適用される主要事項を示すものである。

この仕様書は業務の大要を示すものであり、最終的な業務委託仕様書（契約書に添付するもの）は受託者決定後、協議の上、千葉県が作成する。

3 業務の目的

千葉県は、東京に隣接しながら海や山といった豊かな自然を有しており、二地域居住のようなライフスタイルを実現することができる他所にはない魅力がある。

本業務では、二地域居住に興味がある潜在的な希望者など幅広い層の方に、千葉県における二地域居住の魅力を伝えることで、本県での二地域居住を促すため、インフルエンサー等を活用した情報発信を行う。

4 委託期間

契約締結の日から令和7年3月14日（金）まで

5 委託業務内容

本業務を受託した者（以下、「受託者」という。）は、この事業の目的及び以下の事項を踏まえ、（1）から（7）に掲げる各業務を実施すること。

- ・ 本県ホームページ「ちばらしい暮らし」の閲覧者数増を図ること。
(<https://life-style.chiba.jp/>)
- ・ 本県の移住相談窓口「ちば移住支援センター」への相談者数増を図ること。
(https://www.furusatokaiki.net/consultation_counter/kanto/chiba/)
- ・ 業務全体を通じて、東京に隣接してアクセスが良いにも関わらず、海や里山などの豊かな自然を有しており、気軽に日常から離れた豊かな休日が過ごせる、千葉の二地域居住の魅力が効果的に伝わるよう工夫すること。

（1）インフルエンサーの手配

本県で実際に二地域居住等を体験してもらい、その様子や感想等を自身のSNSにて発信するインフルエンサーを手配すること。なお、手配するインフルエンサーについては、以下の条件を満たすものとし、決定に当たっては、事前に委託者の了解を得ることとする。

- ・ SNSのフォロワー数が3万人以上であること
- ・ 移住などを検討している方や、地方での暮らし等に関心の高い方に広く認知されていること
- ・ 投稿に対する閲覧数やフォロワーの反応等の詳細を把握できること

(2) コンテンツ（漫画や映像等）の作成

より多くの人々の共感や話題を呼び、強く印象に残る発信とするため、インフルエンサーとともに二地域居住等を体験し、コンテンツ（漫画や映像等）を作成するクリエイター等を手配すること。

なお、クリエイター等の決定に当たっては、事前に委託者の了解を得ることとし、作成するコンテンツについては、実施地域毎に5本以上とし、委託者と協議の上、内容を決定すること。

*作成されたコンテンツについては、インフルエンサーによるSNS等への投稿や県のホームページ等で公開するなど、二次利用をすることに留意すること。

(3) 地域の体験メニュー及び宿泊施設等の手配

インフルエンサー等に体験させる各地域の魅力を知る体験メニューを手配すること。体験メニューの検討においては、実施地域の各自治体や民間事業者等と連携を図ることとし、委託者と協議の上、決定すること。

また、体験期間中、インフルエンサー等が滞在する宿泊施設を手配すること。なお、選定する宿泊施設については、委託者と協議の上、決定すること。

なお、二地域居住の体験実施地域は以下の2地域とする。

- ・ 山武地域（東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、芝山町、横芝光町）
- ・ 長生地域（茂原市、睦沢町、一宮町、長生村、白子町、長柄町、長南町）

(4) スケジュール等の作成と調整

スケジュールを以下の条件に従って作成し、実施に係る日程調整を行うこと。なお、スケジュールについては、事前に委託者と協議の上、決定すること。

- ・ 二地域居住の体験期間は実施地域毎に2～3日間程度とする
- ・ 体験期間中、都内等と千葉県とを往復させること
- ・ 体験期間中、実施地域に含まれる各自治体の要素を1個以上入れること
- ・ (3) で検討した体験メニューの実施時期に留意すること

(5) インフルエンサーのSNS等による情報発信

実施期間中、随時、インフルエンサーに体験の様子や感想を自身のSNS等に投稿させ、本県ならではのライフスタイルの魅力を発信すること。なお、発信する内容については、(3)の体験メニューを踏まえて、事前に委託者と協議の上、了解を得ること。

(6) ホームページ等への実施内容及び実施結果等の記事掲載

受託者は、本事業の実施内容や実施結果等を県ホームページ等に掲載するため

の記事及びコンテンツを作成すること。

(7) 実績報告

受託者は、本業務完了後、その内容（実施期間、実施内容、作成した成果物、記録写真等）や本業務を通じて得られた知見や次年度に向けての考察等をまとめ、実績報告書として作成し、遅滞なく委託者に提出するものとする。

6 業務実施体制

本業務が円滑に実施され、かつ高い事業成果の獲得が可能な体制を構築するため、本業務の責任者・担当者を配置すること。やむを得ず、本業務の責任者・担当者を変更する場合は、事前に県へ報告すること。

7 経費

本業務の実施に係る一切の経費は委託料に含む。

なお、企画提案の内容を満たさない場合は委託料を減額するものとする。

8 著作権の譲渡等

この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 受託者は、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第26条の2（譲渡権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権・翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利及びその他の知的財産権は、すべて千葉県に無償で譲渡するものとする。
- (2) 成果品について、受託者その他第三者が著作者人格権、実演者人格権、その他の人格的権利を有する場合には、千葉県及び千葉県の指定する第三者に対して当該権利を行使せず、また第三者が行使しないよう措置するものとする。
- (3) 成果品に含まれる第三者の著作権、肖像権その他すべての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は業務委託料に含むものとする。
- (4) 千葉県は、成果品を自由に使用し、又はこれを使用するに当たり、その内容等を変更することができる。
- (5) 受託者は、千葉県の了解のもとに、成果品を使用することができる。
- (6) 本業務の遂行にあたり受託者が独自に作成した著作物も成果品として千葉県に無償で引き渡すこととし、著作権の扱いは、(1)～(5)の規定を準用する。

9 業務の実施

- (1) 委託業務の実施にあたっては、受託者は千葉県と必要な協議及び打ち合わせを行い、千葉県の指示に従い、誠実に業務を進めるものとする。
- (2) 契約書の内容は、別紙業務委託契約書（案）のとおりとする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項又は仕様書に疑義が生じた場合は、随時協議の上、定めるものとする。